

別記1 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繩第1種漁業 (機船手繩網漁業)	1隻	5トン未満	伊予灘 ただし、別表3表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市、大洲市、西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繩第2種漁業 (えびこぎ網漁業)		5トン未満	伊予灘 ただし、別表3表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市(松山市北条を除く。)、伊予郡松前町、伊予市、大洲市、西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繩第3種漁業 (貝けた網漁業)		5トン未満	伊予灘並びに今治市怪島東端、同市波方町梶取ノ鼻及び同市閑前觀音崎の各点を順次結んだ直線以西の燧灘 ただし、別表3表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市北条に漁業根拠地を有する者
	手繩第3種漁業 (なまこけた網漁業)		5トン未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市、大洲市、西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
	固定式刺し網漁業	雜魚沖建網漁業	1隻	8トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	最大高潮時海岸線から2,000メートル以内における漁業根拠地地先海面 ただし、共同漁業権漁場区域内を除く。	1.1～ 12.31
流し網漁業	さわら流し網漁業	1隻	定めなし	伊予灘及び燧灘 ただし、別表3表4の部に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松前町、伊予市、大洲市、西宇和郡伊方町又は八幡浜市保内町に漁業根拠地を有する者 (伊予灘に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。